　　　工事の成績評定通知実施要領

（目的）

第１条　この要領は、「工事成績評定基準」第５条の評定結果の通知に関し、必要な事項を定めるものとする。

　（対象工事）

第２条　下関市が施行する工事（直営工事及び上下水道局の所管に属する工事を除く。）とする。

　（評定点等の通知）

第３条　工事担当課長は、評定者から項目別評定点（別表）の提出がなされた後、当該工事の受注者に速やかに工事成績評定通知書（様式第１号）により通知するものとする。

　（説明請求）

第４条　受注者は、第３条の通知を受けた日から起算して１４日以内（休日を含む）に、書面により、工事担当課長に評定点等について説明を求める事ができるものとする。

　（説明請求に対する回答）

第５条　工事担当課長は、第４条の規定による説明を求められた場合、速やかに工事成績評定に係る説明書（回答）（様式第２号）により回答するものとする。なお、再説明の請求は認めないものとする。

　　　附　則

　この要領は、平成１７年２月１３日から施行する。

　この要領は、平成２１年４月１日から施行し、同日以降に起案した執行伺い（工事）に係る工事の成績の評定から適用する。

　この要領は、平成２４年４月１日から施行する。

　この要領は、平成２８年４月１日以降に検査を実施する工事から施行する。